

よくある質問：一般的な申請手続等の流れ

構想届編

1. 構想届の4部提出（正、副、閲覧用2部）。
2. 現地に構想表示板の設置。
3. 構想表示板設置届の3部提出（正、閲覧用2部）。
4. 上記3の届出日から10日経過。
5. 説明対象者への説明（計画・手続）を行う。
6. 構想説明報告書の3部提出（正、閲覧用2部）。
7. 上記6の報告書の閲覧開始。
8. 上記7の閲覧開始日から14日経過（意見書提出期限経過）。
9. 意見書のない旨の報告書の1部提出。又は意見書に対する見解書の写しの1部提出。
10. 上記1の構想届に対する関係各課（構想の内容による：14課程度×2～3日）の助言指導書の受領。（10番目ということではありません。）

条例協議編

1. 協議申請書の4部提出（正、副、閲覧用2部）。
2. 現地に事業計画表示板の設置。
3. 事業計画表示板設置届の3部提出（正、閲覧用2部）。
4. 対象者へ説明を行う。
5. 事業計画説明報告書の3部提出（正、閲覧用2部）。
6. 事業計画説明報告書審査終了通知書の受領。及び上記1の協議申請書に写しを添付。
7. 上記1の協議申請書に対する関係各課（協議の内容による：12課程度×2～3日）の助言指導書の受領。（7番目ということではありません。）
8. 上記7の助言指導に対する関係各課との協議。
9. 協議書の締結。
10. 工事着手届の3部提出（正、閲覧用2部）。
- 11.

開発許可編

1. 32条協議申請書の2部提出（正、副）。
2. 32条協議申請書に対する関係各課（協議の内容による：6課程度×2～3日）の協議内容の受領。
3. 協議事項書に対する関係各課との協議。
4. 32条協議書の締結。
5. 開発許可申請書の2部提出（正、副）。
6. 開発許可通知書の受領。
7. 工事着手届の1部提出（正、副）

2020年4月1日現在